

令和3年11月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、電気こんろに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油給湯機1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気こんろ1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちスピーカー（充電式）1件、電気冷温風機（加湿機能付）1件、
ノートパソコン2件、照明器具1件、除湿乾燥機1件、
除雪機（歩行型）1件、ベビーカー1件、浴槽1件） | 9件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A202100639）

①事象について

当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、病院に搬送後、死亡しました。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに32件の死亡事故及び16件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・安全な服装や装備をする。
- ・障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子供が被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③再発防止への取組

消費者庁は、2017年（平成29年）12月20日、2018年（平成30年）12月5日及び2019年（令和元年）11月13日に除雪機の事故についての注意喚起を行っています。また、消費者安全調査委員会は、2019年（令和元年）5月31日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においても、それぞれ注意喚起を行っています。

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004年（平成16年）4月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁

「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちますー」（2019年11月13日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/pdf/caution_024_191113_0001.pdf

「除雪機の作動時には細心の注意を！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が発生！ー」（2018年12月5日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_019/pdf/caution_019_181205_0001.pdf

「除雪機による事故を防止しましょう！ー除雪機や除雪道具の使用中に毎年死傷者が出ています！ー」（2017年12月20日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査報告書」（2019年5月31日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○独立行政法人国民生活センター

「死亡事故発生！歩行型除雪機の使い方の確認を」（2018年11月27日公表）

ウェブサイト：http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen323.html

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「冬の死亡事故に注意！除雪機で19件、一酸化炭素中毒で17件」（2021年1月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2020fy/prs210128.html>

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) 富士工業株式会社が製造し、サンウエーブ工業株式会社（現 株式会社L I X I L）が販売した電気こんろについて（管理番号：A202100631）

①事象について

事務所で富士工業株式会社（法人番号：8021001013733）が製造し、サンウエーブ工業株式会社（現 株式会社L I X I L）が販売した電気こんろの上に置いていた可燃物を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、身体等が当該製品のつまみに触れてスイッチが入り、当該製品の上に置かれていた可燃物などが燃えたものと考えられます。

②再発防止策について

ミニキッチン等に組み込まれた電気こんろで、スイッチ部のつまみが飛び出ている形状のものについては、身体や荷物が知らないうちにつまみに触れ、スイッチが入ってしまい、火災に至る事故が発生しています。

このため、同社を含む電気こんろメーカー及びキッチンユニットメーカー13社により「小形キッチンユニット用電気こんろ協議会」が設立され、2007年（平成19年）7月3日から新聞社告及び新聞折り込みチラシの配布を行うとともに、各地の消防局に協力要請を行う等、無償改修（スイッチ部のつまみにカバーを付ける）を実施しています（現在11社が継続実施。）。

③対象製品

対象製品の機種・型式、各事業者名、問合せ先等は、別添のとおりです。

【リコール実施状況】

2007年（平成19年）7月3日からリコール（無償改修）を実施。

対象台数、改修率

一口電気こんろ（今般事故の型式SBE-101-100Vを含む。）

改修対象台数 530,401台（全社合計）

改修率 96.7%（2021年7月31日時点）

上面操作一口電気こんろ

改修対象台数 60,969台（全社合計）

改修率 75.0%（2021年7月31日時点）

複数口電気こんろ

改修対象台数 147,700台（全社合計）

改修率 70.4%（2021年7月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	0	—	2015年度	1	火災
2020年度	0	—	2014年度	4	火災
2019年度	1	火災	2013年度	2	火災
2018年度	3	火災	2012年度	0	—
2017年度	2	火災	2011年度	1	火災
2016年度	0	—	2010年度	3	火災

※当該事故（管理番号：A202100631）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

スイッチ部のつまみを御確認ください。



(写真は SBE-101-100V)



改修前：カバーなし



改修後：カバー付き

- 「メーカー名」及び「品番」については、扉の内側やスイッチなどを御確認ください。
- 「品番」が表示されていない場合は、「メーカー名」又は「スイッチ部の形状」を御確認の上、下記問合せ先まで御連絡ください。
- 改修対象の電気こんろは、スイッチ部のつまみが飛び出ているタイプになります。

④使用者への注意喚起

電気こんろの上や周辺に可燃物を置くことを避けていただくとともに、電気こんろのスイッチ部のつまみにカバーのない製品をお使いで、まだ当該つまみにカバーを付ける改修を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

使用者の方々及び対象製品を設置するアパート等を所有又は管理されている方々におかれては、事業者が行う訪問改修に御協力いただくようお願いします。

【問合せ先】

富士工業株式会社

電話番号：0120(500)621 又は 0120(500)598

受付時間：9時～17時30分（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：https://www.fujioh.com/recall/gas_k01.html
https://www.fujioh.com/recall/gas_k02.html

株式会社LIXIL

電話番号：0120(190)530

受付時間：9時～17時（土・日・祝日、年末年始、夏季休暇を除く。）

ウェブサイト：<https://sunwave.lixil.co.jp/info/11210/index.html>

小形キッチンユニット用電気こんろ協議会

電話番号：0120(355)915

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.denki-konro.jp/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、門田

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100636	令和3年11月11日	令和3年11月24日	石油給湯機	IB-4000DS	株式会社長府製作所	CO中毒 死亡1名	当該製品を使用中、浴室で一酸化炭素中毒により1名が死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	山口県	製造から15年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100631	令和3年11月9日	令和3年11月22日	電気こんろ	SBE-101-100V (サンウエーブ 工業株式会社製 ミニキッチンに組 み込まれたも の)(株式会社LI XILブランド)	富士工業株式会社 (株式会社LIXILブ ランド)	火災	事務所で当該製品の上に置いていた可燃物を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、身体等が当該製品のつまみに触れてスイッチが入り、当該製品の上に置いていた可燃物などが燃えたものと考えられる。	愛媛県	製造から25年以上経過した製品 平成19年7月3日から事業者が共同してリコールを実施(特記事項を参照) 改修率96.7% (一口電気こんろ合計)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100632	令和3年10月30日	令和3年11月22日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100633	令和3年10月20日	令和3年11月22日	電気冷温風機(加湿機能付)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月15日
A202100634	令和3年11月8日	令和3年11月22日	ノートパソコン	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
A202100635	令和3年11月8日	令和3年11月22日	ノートパソコン	火災	学校で当該製品のACアダプターを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202100637	令和3年10月26日	令和3年11月24日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	製造から40年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月11日
A202100638	令和3年11月10日	令和3年11月24日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和3年11月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100639	令和2年12月23日	令和3年11月24日	除雪機(歩行型)	死亡1名	当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、病院に搬送後、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	製造から30年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月12日 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A202100640	令和3年11月5日	令和3年11月24日	ベビーカー	重傷1名	事務所で当該製品に乳児(5か月)を乗せて段差を乗り越えようとしたところ、当該製品が折れたため、転倒し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202100641	令和3年3月 ※不明	令和3年11月24日	浴槽	重傷1名	頭を壁にもたせ掛けた深い入浴姿勢で当該製品を使用していたところ、首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月15日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし